**校長　郡司　弘子**

**令和５年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 専門性の高い視覚障がい教育を実践する支援学校であるという自覚のもと、これまで培ってきた視覚障がい教育の専門性を維持・継承し、専門教育を実践する。全国の視覚障がい教育推進のリーダーとしての責任を果たす。１．幼児・児童・生徒・学生一人ひとりを大切にする安全で安心な学校２．府内における視覚障がい教育のセンター的機能を果たす学校３．教職員が教育者としての高いプロ意識をもち、働きがいのある学校４．社会の変化に柔軟に対応し、職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １．幼児・児童・生徒・学生一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活を送ることのできる教育を推進する。(１)視覚障がいに配慮した教育課程を編成する。新学習指導要領等に基づいた、「主体的・対話的で深い学び」の実現と小学部から高等部まで一貫性のある視覚障がい教育を行う。(２)幼児・児童・生徒の障がいの多様化・重複化に対応し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を行う。【R４重複障がいプロジェクトチームでの検討開始⇒R５支援方策を共有し検証⇒R６幼～高で本格運用】R５学校経営推進費事業「視覚障がいを伴う重複障がい児の教育充実プロジェクト」に取組み、R７年度には、取組みと成果を全国に発信する。(３)ＧＩＧＡスクール構想で整備された１人１台端末活用を促進し、障がいの状況に応じＩＣＴ機器も活用した視覚障がい教育を積極的に進める。　　＊学校教育自己診断の「ＩＣＴを活用した教育」について児童生徒学生の肯定的意見が令和７年度に70%(R４ 58%、R５ 60%、R６ 65%)になることをめざす。(４)幼・小・中・高・専の一貫したキャリア教育を推進する。医療・保健・福祉・労働等関係機関との連携を密にし、一人ひとりに応じた実習先・進路先の開拓と希望する進路の実現をめざす。【R３キャリアプランマトリックス暫定版作成⇒R４キャリアプランマトリックス確定版作成⇒R５運用と検証】(５)幼児児童生徒学生の人権に配慮した教育を徹底する。不適切な指導やいじめ等の未然防止、早期発見・早期解決を図る。個人情報保護の取扱いについて徹底する。(６)「医療的ケア安全委員会」及び「特別な配慮を要する幼児・児童・生徒に対する検討委員会」を中心に、安全なケア・配慮を行うための校内体制を整備する。(７)自然災害や不審者等から幼児・児童・生徒・学生の命を守るために、防災・防犯教育を推進し、災害等に備えた危機管理体制充実と一層の地域連携に努める。ア　校舎や通学路の安全確保のため、定期的点検を実施するとともに、最寄り駅の鉄道事業者や近隣施設等と連携を図る。(８)保護者・保証人に対して様々な情報提供を積極的に行うとともに、学校教育自己診断・授業アンケート・学校運営協議会への意見書などを通して保護者・保証人からの意見収集に努め、学校との信頼関係を一層強くする。２．視覚障がい教育のセンター的機能を一層充実させ、府内における視覚障がい教育のセンター的機能を果たす。(１)インクルーシブ教育システム構築の理念のもと、連続性のある学びの場の確保のため、支援体制の充実を図る。ア　大阪北視覚支援学校との連携のもと、大阪の視覚障がい教育の充実と府内の支援体制の充実に努める。(２)視覚障がいへの理解の啓発活動を推進する。ア　視覚障がい及び視覚障がい教育についての理解啓発を進めるため、あらゆる機会を活用して情報発信を行う。イ　地域の保健・医療・福祉・労働などの関係機関と連携し、早期からの視覚障がい教育の理解推進とキャリア教育の充実を図る。(３)視覚に障がいがあり支援の必要な方々に必要な情報がいきわたるよう、本校の教育活動の周知などを活発に行う。３．教職員が教育者としてのプロ意識をもち、専門性を向上させることができ、働きがいのある学校づくりをすすめる。(１)授業観察や研究授業等を活用して、教員の授業力の向上と授業改善を図る。(２)令和５・６年度は「全日本盲学校教育研究会」事務局となるため、その任務を円滑に推進するとともに、全国の様々な実践を収集し教科指導の専門性を継承する。特にＯＪＴ等で専門性の向上を図る。(３)視覚障がい教育の経験の少ない教職員に本校の教育に必要な専門的指導について研修を行い、視覚支援学校としての専門性の継承と向上を図る。(４) 業務の効率化等による働き方改革を推進し、幼児児童生徒学生への指導時間の確保と指導の充実を図るとともに、教職員が働きやすい職場づくりをすすめる。４．専修部において、社会の変化に柔軟に対応し、職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する。(１)専修部４学科の連携を一層深め、医療系に特化した強みを発揮し、教育効果を高め職業自立100％をめざす。(２)専修部での職業教育の更なる充実を図り、４学科の魅力を多方面に発信する。(３)関係行政機関とも連携し、視覚障がい者が就労可能な職域の開拓を行う。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　　　年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R４年度値] | 自己評価 |
| １．一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活を送ることのできる教育を推進 | (１) 新学習指導要領等に基づく、視覚障がいに配慮した教育課程を編成する。(２)障がいの多様化・重複化に対応し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を行う。(３)１人１台端末活用を促進し、障がいの状況に応じＩＣＴ機器も活用した視覚障がい教育を進める。(４)幼～高・専までの一貫したキャリア教育を推進するとともに、希望する進路を実現。(５)児童生徒等の人権に配慮した教育を徹底する。(６)「医療的ケア安全委員会」等を中心に、安全なケア・配慮を行うための校内体制を整備する。(７)保護者等への情報提供を積極的に行うとともに、意見収集に努め、学校との信頼関係を一層強くする。 | (１)「主体的・対話的で深い学び」の実現と小学部から高等部まで一貫性のある視覚障がい教育を行う。(２) ①学校経営推進費事業「視覚障がいを伴う重複障がい児の教育充実プロジェクト」で、環境整備を進める。②昨年度に組織した重複障がいPTで、簡便な実態把握の方法や支援方策を検討・共有し、令和６年度からの運用をめざす。(３)１人１台端末の活用促進に向けたアクションプランを着実に進めるとともに、そのための教員研修を行う。(４) R４作成のキャリアプランマトリックスの運用と検証する。 (５)不適切な指導等の未然防止、早期発見のため、担任⇒部主事⇒管理職というラインで情報収集を丁寧に行う。・個人情報保護の取扱いを徹底する。(６)・医療的ケア児の毎日の状況を巡回時に養護教諭等から管理職が聞き確認する。 ・「医療的ケア委員会」を定期開催し情報共有する。実態に即したマニュアルになっているか見直し必要があれば改訂する。(７)学校教育自己診断、安心安全アンケートなどを通して保護者等の意見を収集する。・ホームページや学部だより等で学校の様子を発信する。 | (１) 学校教育自己診断の教職員の「生徒等の実態に応じた教育課程の編成」の肯定的意見(以下、満足度)80%以上[76%](２) ①触覚的環境認知ができる校舎環境、観察触察しやすい畑の整備、クールダウンスペースの整備を年度内に完了する。②重複障がい教育検討PTの検討会議を年間６回程度実施し、12月末頃をめどに、実態把握の具体的な支援策などを提示する。(３)・ICTの利活用に関する教員研修を３回程度実施。・学校教育自己診断「ICTを活用した教育」の生徒等の満足度60%以上[58%](４) キャリアプランマトリックスの活用状況を把握し、必要に応じて運用方法や内容の改良を検討する。(５) 人権尊重のための教員研修３回・不適切な指導や体罰　０件・個人情報に関する事案０件(６)・医療的ケア委員会を月１回開催。・マニュアル見直し 学期に１回・医療的ケアに関する事故０件(７) 学校教育自己診断の「学校による情報の周知徹底」の保護者等満足度90%以上[89%] |  |
| ２．視覚障がい教育のセンター的機能の充実 | (１) 大阪北視覚支援学校と連携し、大阪の視覚障がい教育の充実と、連続性のある学びの場の確保のため、府内の支援体制の充実を図る。(２)視覚障がいへの理解の啓発活動を推進する。(３)視覚に障がいがあり支援の必要な方々に必要な情報がいきわたるよう、本校の活動の周知などを活発に行う。 | (１)①府内２校の視覚障がい支援学校の支援内容等について定期的な情報共有を行う。②府内の視覚障がいのある児童生徒を担当する教員のネットワークを形成する。(２)視覚障がい及び視覚障がい教育についての理解啓発を進めるため、あらゆる機会を活用する。(３) 市町村教育委員会等の指導主事や視覚障がい生徒等を指導する教員対象のサポート説明会や学校見学会、オープンスクール等を行い、その開催情報を多方面に発信する。 | (１)①府内２校の管理職・部主事・指導教諭等が情報交換する機会を各１回以上設ける。②地域の小中高校・支援学校等の教員等対象の研究会を１回以上実施するとともに、参加者のメーリングリストなどによるネットワークづくりのを検討する。(２)リーディングスタッフや指導教諭による府や教育庁、小中高校・外部機関などでの研修を積極的に引き受ける。(３) 市町村教委の指導主事会や小中学校長会に出向くなど、周知する機会を増やす。 |  |
| ３．教職員が専門性を向上させ、働きがいのある学校づくり | (１)教員の授業力の向上と授業改善を図る。(２)「全日本盲学校教育研究会」事務局の任務を円滑に推進するとともに、教科指導の専門性を継承する。(３)視覚障がい教育の経験の少ない教職員に対し必要な研修を行い専門性の継承と向上を図る。(４)働き方改革を推進し生徒等への指導時間確保・指導の充実を図るとともに、教職員が働きやすい職場づくりをすすめる。(５)令和６年度の110周年記念式典の準備を進める。 | (１)管理職による授業観察や研究授業、その振り返り等を活用して、授業内容や指導方法について積極的に検討する。(２)令和５・６年度は「全日本盲学校教育研究会」事務局となるため、首席を中心にチームを作り、その任務を円滑に推進できるようにする。・研究会での各教科の分科会の内容を校内で共有し、教科の専門性向上に役立てる。(３)①首席及び指導教諭等を中心に、経験年数の少ない教職員の専門性向上に必要な専門的な指導についての研修を行う。②点字及び歩行指導の指導力向上を図るため、教員研修を充実させる。(４) 「全校一斉定時退庁日」の実施に努める。ＭＭＰ(みなみ未来プロジェクト)で、教員の業務量やその偏りの見直しを含め、働きやすい職場づくりについて引き続き検討する。(５)首席を中心に準備委員会を組織し、具体案を検討する。 | (１) 学校教育自己診断で「わかりやすい授業」の児童生徒の満足度90%[87%](２)首席を中心とする事務局チームを４月上旬に発足させ年間計画を作成し任務を円滑に進める。(３)①学校教育自己診断で「経験年数の少ない教職員の育成体制」の学部教職員の否定的回答15％以下[17%]②初級・中級点字講習会を原則週一回実施。・新転任者への歩行訓練研修を複数回実施。(４)学校教育自己診断で働き方改革についての学部教職員の肯定的回答75%以上[66%](５)５月中旬までに準備委員会を設置し、２か月に１度程度会議を行い年度内に実施案を固める。 |  |
| ４．専修部において、職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成 | (１)専修部４学科の連携を深め、医療系に特化した強みを発揮し、教育効果を高め職業自立100％をめざす。(２)専修部での職業教育の更なる充実を図り、４学科の魅力を多方面に発信する。(３)関係行政機関とも連携し、視覚障がい者が就労可能な職域の開拓を行う。 | (１)国家試験（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、理学療法士、柔道整復師）合格と資格を活かした就職をめざし、個々の学生に応じたきめ細かな指導を行う。(２)①昨年度整備した柔道整復科の臨床実習室を活用した臨床実習の授業の充実を図る。②専修部各科の取組みを本校同窓会や全国の盲学校高等部に積極的に発信し、本校への就学に関心を持ってもらうよう努める。(３)専修部各科の進路先の幅を広げるため、実習先や就職先の開拓を推進する。 | (１)・各学科で国家試験合格率100%をめざす。(２)①・学校教育自己診断で専修部生の進路指導満足度80%以上[75%]。・学校教育自己診断で専修部生の「わかりやすい授業」の満足度90%[86%]②専修部のオープンスクール参加者による就学相談件数、前年度より増加[34人] (３)施術所・病院・診療所・就労移行事業所・特例子会社・企業等への訪問数20か所以上[15か所]、新規開拓５か所以上[５か所]をめざす。 |  |